

介護老人保健施設フォレスト熊本における 虐待防止の指針（在宅・訪問）

《当事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方》

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。

当事業所は、開設理念である『私たちは高齢者が充実した人生を継続できるよう全力を尽くします』と高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現する。

1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することである。

高齢者に対する虐待の発生予防から虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制を行う。

2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者自身の意思を尊重した対応（高齢者が安心して自由な意思表示ができるような支援）を行う。

3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では虐待を未然に防止することが最も重要な課題である。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効である。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要である。

【高齢者虐待の種類】

- 1 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 3 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

【高齢者等虐待の定義】

「高齢者等虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び従事者等による高齢者虐待をいう。

1) 「養護者による高齢者等虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一：養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者を介してわいせつな行為をさせること。

二：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2) 「従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

介護保険法の業務に従事する者が、高齢者について行う次に掲げる行為をいう。

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者を介してわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

《虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項》

(1) 事業所内に虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、概ね3か月に1回以上（計6回）定期開催（以下「定期委員会」）と、虐待被疑事件が発生した場合の適宜開催（以下「適時委員会」）の2種類とする。なお委員会は定期・適時ともに同一の主体が行い、構成員等は変わらない。

(3) 委員会の構成員は17名とし、委員長と副委員長を各1名、互選により選出する。委員長は虐待防止の一連の措置を適切に実施する為の担当者を兼任する。副委員長は委員長の業務を補佐し、委員長不在など緊急時には委員長の代役を務める。委員会の議事録を作成する書記を1名、委員会開催ごとに選出する。

○施設長：虐待防止のための総括管理、総括責任者

○管理部長：虐待防止のための体制整備 安全衛生に関する報告

○総合ケアサービス部長：

虐待防止のための体制整備 家族、医療・行政機関、その他関係機関への対応

○在宅総合支援事業部長：

虐待防止のための体制整備 家族、医療・行政機関、その他関係機関への対応

○介護支援専門員（居宅・包括）：

医療・行政機関、その他関係機関への対応、報告

○支援相談員及び施設介護支援専門員：

家族、医療・行政機関、その他関係機関への対応、報告

○リハビリテーション職員：医師、協力病院との連携、処置への対応、環境整備

○介護職管理者および看護職管理者（主任・師長・科長）：

利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備

○看護職員：医師、協力病院との連携、処置への対応、環境整備

○介護職員：利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備

- (4) 委員会内に、虐待が疑われる場合の相談・通報窓口を設ける。窓口担当者は1名を委員会に置いて互選で定め、持ち回りとし、委員以外のものとする事も出来る。
- (5) 定期委員会は、主に組織体制や研修などの運営に関する時柄を扱い、適時委員会は通常業務において発生する事件に随時対応するものとする。
- (6) 定期委員会は、主に次の事項について検討する。ただし ホ、へ、ト については、一定期間内に生じた各事件につき、適時委員会に置いて適宜検討した事項を総括的に評価・検討するものとする。
 - イ 委員会その他事業所内の組織に関する事
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関する事
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
 - ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事（別紙「虐待発生時の報告ルート」に準ずる）
 - へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- (7) 適時委員会は、養護者（利用者の家族等）による虐待や職員による虐待が疑われる場合、若しくは職員その他関係者から虐待通報や虐待に関する相談がなされた場合に速やかに開催することとし、主に次の事項について検討する。
 - イ 問題とされる事実の確認
 - ロ 問題とされる事実の評価（虐待認定）
 - ハ 虐待認定した場合の市町村への通報
 - ニ 虐待認定しない場合の組織的対応の検討
 - ホ 職員が虐待した場合の同人に対する処遇（懲戒処分等）に関する人事部との連携

- へ 職員が虐待をした場合の被虐待者への謝罪や法的責任の履行に関する検討
 - ト 職員が虐待をした場合の関係者への謝罪や対外的な事実公表に関する検討
 - チ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関すること
 - リ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (8) 委員会で協議し決定した事項は、事業所従業員全員に周知徹底する。
- (9) 委員会の議事録のうち個別事件に関する部分については、秘匿性の高い情報を扱うため原則として非公開とし、法令の定めにより開示すべき場合にのみ対応する。

《虐待の防止のための職員研修に関する基本方針》

- 虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護の実効化するため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に虐待防止のための研修を実施する。
- 研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。
- 研修の実施内容は、都度委員会において記録し保管する。（教育委員会と協働する）

《虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針》

- (1) 何人も、高齢者虐待防止法に定める虐待（身体的、心理的、性的、経済的、不作為による虐待）を受けたと思われる高齢者を発見した時は、速やかに関係機関と連携し高齢者の生命・身体・財産の保護に努める。
- 虐待が発生した場合は第一発見者が別紙の虐待対応フローチャートに沿って報告を行うこと。なお、施設内で夜間発生時に関してはこの限りではない。
- (2) 虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合、「虐待を受けたと思われる」場合は適時委員会を通す必要はなく、直ちに在宅の場合は市町村または地域包括支援センターに通報、施設の場合は管理者に報告する。その際、委員会にも並行して相談・連絡・報告すること。報告を受けた管理者等はすぐにその事実を確認し迅速に高齢者を保護する。また当該職員を含め関係者に聞き取り調査を行う。全ての職員はこの調査に協力しなければならない。
- (3) 虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきかわからない場合は、適時委員会に都度速やかに報告・相談すること。その後、委員会が不適切と思われる対応をしたと判断した場合は、「虐待を受けたと思われる」事案として市町村へ通報する。
- (4) 虐待認定に際し、虐待をする者・されている者の自覚は問わない。
- (5) 虐待の通報者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。また通報者の特定に資する情報を漏らしてはならない。
- (6) 虐待の事実誤認により相談・通報したとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

《虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項》

- (1) 相談窓口は原則として営業時間内（日勤帯）に対応するが、緊急性の高い場合は被虐待者の生命・身体・財産の保護を優先し柔軟に対応する。
- (2) 口頭での報告や相談を受け付ける窓口とは別に、24時間受信可能なメールやSNSの体制も整備する。（在宅と施設でそれぞれ整備する）
- (3) 相談・報告を受けた場合、窓口担当者（管理者を含む）は速やかに委員会に報告し、原則として適時委員会を開催する。
- (4) 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者に知られてはならない。
- (5) 相談・報告の記録は都度窓口が作成し、万全なセキュリティ策を講じた上で保管する。

《成年後見制度の利用支援に関する事項》

虐待防止と権利擁護の観点からは、以下のような状況に応じて成年後見制度を活用することも必要である。虐待者が家族の場合は、後見申立を期待できないため、他の4親等内の親族を調査するか、行政に対し市区町村長による申立を積極的に求めることとする。

- (1) 身体的虐待や不作為による虐待（ネグレクト）等が原因で、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所させたが、被虐待者が認知症等である場合
- (2) 認知症の被虐待者が、親族等から経済的虐待を受けている場合
- (3) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が自身の生活環境を維持できず、生命の維持が危ぶまれる状態となることが予測される場合（セルフネグレクト）

《虐待等に係る苦情解決方法に関する事項》

- (1) 虐待通報後、虐待者から問い合わせや苦情が来た場合は委員会に報告し、以後委員会において対応する。このとき、通報者の氏名等を聞かれても開示してはならない。
- (2) 虐待通報後、虐待者から恫喝等違法な行為をされた場合は、速やかに警察に通報し毅然と対応する。
- (3) 養護者が虐待者である場合は、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

《利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項》

本方針は、利用者・家族や関係機関がいつでも閲覧できるよう施設内（事業所内）に掲示し、また、ホームページに掲載する。

《その他虐待の防止の推進のために必要な事項》

本指針に記載のない対応マニュアル等の詳細については、熊本県高齢者虐待対応マニュアルに基づいて対応する。

フォレスト熊本における虐待防止体制等の指針は最新の指針に対応できるよう定期的に改訂を行う。

参考引用文献：

- 1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 平成17年11月9日法律第124号
- 2) 高齢者虐待防止の基本
- 3) 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について

(老発0311第2号・令和3年3月11日)

この指針は、令和4年6月1日施行

《参考資料》

擁護者への支援と虐待の発生要因への対策や課題支援について取り組む。

【高齢者と養護者の利害対立への配慮】

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性がある。このため、高齢者への支援と養護者への支援はそれぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する。

【虐待の発生要因と関連する課題への支援】

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされる。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組む。

1) 養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ支援が開始されるよう働きかけを行う。

また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく。高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行う。

2) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要である。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害、医療、生活保護の担当部局等）が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築しチームとして虐待事例に対応する。

3) 留意事項

① 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

② 高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられそのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要がある。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要

となることもある。本人が分離を望んでいなくても、本人の生命・身体の保護のため必要があれば、「やむを得ない事由による措置」をとることを躊躇すべきではない。この場合、本人に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に示すことで、本人に保護の必要性の理解を促す。判断能力が低下している場合においても、本人が理解できるよう促すよう心がける。

③常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし関係者や住民に周知する。

④必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要である。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容や状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から複数の職員で対応することを原則とする。

⑤関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、市町村が主体となり庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠である。「事実確認」「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがある。

⑥適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をすることを規定している。(第9条)。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要である。そのためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築する。

⑦記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要がある。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要である。記録を残し説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできない。

【新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛や通所介護、短期入所生活介護の利用回数の変更などにより多くの高齢者の方々が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすことが想定されている。そして、養護者の生活不安やストレスの増加が予想され高齢者を取り巻く家庭内での人間関係、養護者の介護疲れなどの要因が影響し、高齢者虐待の発生・深刻化が懸念される。

【養護者による高齢者虐待類型（例）】

i 身体的虐待

① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。

【具体的な例】

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。 など

② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。

【具体的な例】

- ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
- ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。

③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。

【具体的な例】

- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。
- ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れるなど

④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

【具体的な例】

- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れないなど

ii 介護・世話の 放棄・放任

① 意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者がその提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

【具体的な例】

・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり皮膚や衣服、寝具が汚れている。
・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。

- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させるなど

② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険

サービスなどを周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。

【具体的な例】

- ・徘徊や病気の状態を放置する。
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。

- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など

③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

- ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置するなど

iii 心理的虐待

○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。

- ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。

- ・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。

- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。

- ・家族や親族、友人等との団らんから排除するなど

iv 性的虐待

○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

【具体的な例】

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。

- ・排泄や着替えの介助がしやすという目的で下半身を裸にしたり下着のままで放置する。

- ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。

- ・性器を写真に撮る、スケッチをする。

- ・キス、性器への接触、セックスを強要する。

- ・わいせつな映像や写真を見せる。

- ・自慰行為を見せる。 など

v 経済的虐待

※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する

本人の合意なしに財産や金銭を使用し本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。

- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。

- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わないなど

【養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）】

i 身体的虐待

① 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりするなど

② 本人の利益にならない強制による行為代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。

- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせるなど

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

ii 介護・世話の放棄・放任

① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせるなど

② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず受診させない。あるいは救急対応を行わない。

- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせないなど

③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させないなど

④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていないなど

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

iii 心理的虐待

① 威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。

- ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅すなど

② 侮辱的な発言、態度 ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。

- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶなど

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言ひふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等は無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）など

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。

- ・自分で食事ができるのに職員の都合を優先し本人の意思や状態を無視して食事の全介助をするなど

⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。

- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させないなど

⑦ その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。

- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりするなど

iv 性的虐待

○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり下着のまま

で放置する。

・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしないなど

v 経済的虐待

○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。

・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。

・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。

・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さないなど

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。

出典：社団法人 日本社会福祉士会.市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き.中央法規出版,2012,116p.,p5-7.を元に作成